

保留地購入の流れ (随意契約の場合)

1. 申込み

①「買受申込書」

②「申立書」

※法人の場合、役員名簿を添付してください。

③「住民票（申請者本人）」（個人の場合）

「登記事項証明書（現在事項全部証明）」（法人の場合）

④「委任状（代理人の場合）」を土地区画整理課に提出。

2. 資格審査

申出者において資格審査を行う。

※申込みができない方

- ・未成年者
- ・成年被後見人又は被補佐人
- ・破産者で復権を得ない者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は役員が暴力団である者
- ・正当な理由がなく規則に基づく契約を締結しなかった者、又は締結した契約を履行しなかった者

3. 売却決定

資格審査後、購入希望者に対し

①「売却決定（随契）書」

②「契約保証金納付書」

③「保留地売買契約書（案）」

の3つを郵送。

書類が届いたら速やかに②の納付書にて、契約保証金を支払う。

（土地売買価格の10%）

売却決定を受けた日の翌日から10日以内

4. 契約 保留地売買契約締結及び契約保証金（10%）の支払い

※契約時に必要なもの

- ・実印
- ・印鑑証明
- ・契約保証金（10%）の領収書
- ・収入印紙（金額に応じて）

契約を締結した日の翌日から起算して30日以内

5. 支払い 売買代金（支払済の契約保証金を除いた残金）の支払い。

6. 引渡し 売買代金の完納確認後に「土地引渡書」を交付。